

平成25年第5回太子町議会定例会（第445回町議会）会議録（第4日）

平成25年9月20日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第47号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
- 3 議案第46号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第48号 太子町子ども・子育て会議条例の制定について
- 5 議案第49号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第50号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 認定第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成24年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 8 認定第2号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第3号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第4号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第5号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 12 認定第6号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第7号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第8号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 15 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第47号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
- 3 議案第46号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第48号 太子町子ども・子育て会議条例の制定について
- 5 議案第49号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第50号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 認定第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成24年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 8 認定第2号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第3号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第4号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第5号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 12 認定第6号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 13 認定第7号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 14 認定第8号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)

追加日程第1 請願第5号 T P P 交渉からの撤退を要求する請願

追加日程第2 意見書案第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について

15 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	中 井 政 喜	14番	佐 野 芳 彦
15番	井 村 淳 子	16番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽 一 郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

(開議 午前9時59分)

○議長(橋本恭子) 皆さんおはようございます。

平成25年第5回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長(橋本恭子) 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成25年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第47号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(橋本恭子) 日程第2、議案第47号

太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さんおはようございます。

お手元に委員会審査報告書をお配りしておりますので、これをもとに御報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第47号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月9日（月）午前10時2分から午後0時15分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。上位法である地方税法の一部を改正する法律が公布、施行されたことにより、本条例を改正するものです。主な質疑答弁は以下のとおりです。

現行では株式等、改正後は一般株式等という表現がよく出てくるが、この違いは何かを問う質疑がありました。これに対し、現行の規定では株式等は一本でくくってあるが、このたびの金融所得課税の一体化政策により、株式等は一般株式等と上場株式等に分けられた。一般株式と一般公社債については、それぞれ単独で申告していくが、改正後は損益通算等はできなくなっている。上場株式には特定公社債というものがあるが、こちらと一緒のグループにして、利子所得、配当所得、譲渡損益の関係を全て損益通算できるという特典がある、との答弁がありました。

(2) 審査結果。全員賛成により可決すべき

ものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第46号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第48号 太子町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第5 議案第49号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第50号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第3、議案第46号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第50号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田眞一議員。

**○森田眞一議員** 本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第46号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月5日木曜午前10時から午後3時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。太子町子ども・子育て会議の新規設置により、太子町報酬及び費用弁償に関する条例中、「子ども・子育て会議委員」の一号を加える改正であるとの説明であった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、1、審査した事件。議案番号、議案第48号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、太子町子ども・子育て会議条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月5日木曜午前10時から午後3時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。委員の公募の有無及び学校、幼稚園、保育所のほかに子育てにかかわる団体の関係者等は含まれるかとの質疑に、公募については第3条第2項第3号もしくは第4号で該当できるものと考えている。また、幼稚園、保育所に通う子供の保護者以外にも、例えば在宅児の保護者、児童館の母親クラブとか子育て学習センターの団体等を考えているとの説明であった。

会議の中で、子供の意見を聞く場を設ける考えはとの質疑に、直接意見を聞くことは考えていないが、ニーズ調査等アンケートを行う中で意見を反映することも考えてみたいとの説明であった。

委員の任期は2年であるが、最初の委員の任期が平成27年3月31日までの1年6カ月の特例としている理由はとの質疑に、子ども・子育て支援法の計画作成時期が平成27年3月までとなっているため一区切りする、また委員を選定する場合は年度がわりがいいとの説明であった。

委員15名以内の内訳はとの質疑に、学識経験者1名、保護者については幼稚園関係、保育所関係、在宅と最低3名は確保したい。あとの委員は、他の委員とのバランスで考えたとの説明であった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、1、審査した事件。議案番号、議案第49号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月5日木曜午前10時から午後3時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。この条例改正によって影響を及ぼす被保険者数の見込みはとの質疑に、国は金融所得課税の一体化を目的とした地方税法の改正を行い、金融市場の拡大を図るため、比較的少額で生まれる配当もしくは譲渡所得の利益に課税しないこと、また上場株式とか特定公社債グループについては、損益通算の範囲を拡大することとした。それに伴う条例改正であり、被保険者数に対する影響は今のところ全くわからないとの説明であった。

施行日が平成29年1月1日である理由はとの質疑に、国税の改正の適用は平成28年1月1日であるため、また国民健康保険税の算定は平成28年中の所得をもって、平成29年度で

課税するためとの説明であった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、1、審査した事件。議案番号、議案第50号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月5日木曜午前10時から午後3時50分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。この条例の対象は、介護保険料と後期高齢者医療保険料である。

施行日は平成26年1月1日で、延滞金の率について、納期限から1カ月以内と、それ以降の通常分についての算出が、現行それぞれ4.3%と14.6%であるものを見直し、1カ月以内を特例基準割合プラス1%と、それ以降の通常分を特例基準割合プラス7.3%とする改正である。

この改正は、昨今の低金利の状況に合わせて、地方税法の一部を改正する法律において延滞金が見直され、これにより延滞金の利率が軽減されるとの説明であった。

延滞金の利率が軽減されることで、収納率にどのような影響が見込まれるかとの質疑に、収納率については現段階ではわからないが、納めやすくなるのではないかと思われる。ただ、介護保険料の滞納者は普通徴収で年金が年額18万円未満の方がほとんどであるため、この改正による収納率への影響は余らないと考えるとの説明であった。

後期高齢者医療保険料の滞納者の中には、何年度にも及んで滞納してる人がいる。後期高齢者医療保険料と延滞金で大きな額になってくるが、どのような傾向かとの質疑に、後期高齢者医療保険は制度開始からまだ年数は浅いが、かなりの滞納金がある人がいる。滞納者は他の税も残っていることが多い。原則として延滞金はいただくが、後期高齢者医療保険料を優先し、納付交渉ができた場合は延

滞金を減免することがあるとの説明であった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田眞一議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第46号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第48号太子町子ども・子育て会議条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第49号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第50号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 認定第1号 平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(橋本恭子) 日程第7、認定第1号平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、平成24年度一般会計決算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成24年度一般会計決算委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 おはようございます。

平成24年度一般会計決算委員会委員会審査報告書を読み上げまして、報告といたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、認定第1号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月10日火曜日午前10時より午後4時58分、平成25年9月11日水曜日午前10時より午後4時54分、平成25年9月12日木曜日午前10時より午後6時32分、平成25年9月13日金曜日午前10時より午前11時13分。

3、審査経過及び結果。1)審査経過については別紙のとおり。

2)審査結果は、全員賛成で認定すべきものと決した。

3)会議録は後日希望者に配付する。

平成24年度一般会計決算委員会・審査報告書。

1、審査に当たって。(1)付託案件の「平成24年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について」の審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料の提出を求め、慎重に審査した。(2)補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めた。(3)審査の前に各課長から決算年度における効果と反省点並びに今後の課題の取り組み等について補足説明を求め、その説明を含めて審査した。(4)平成24年度一般会計決算委員会の中で審査した意見、指摘等については真摯に受けとめ、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。審査の詳しい経過等は委員会会議記録による。行財政運営の基本姿勢として、自治体の行財政は「入りをはかり出を制する」を基本に、最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めなければならない。全職員が入りをはかって出を制する立場を理解し、合わせて財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関する事務を処理する職員は法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない。」その遵守を徹底されたい。本会議及び委員会の質疑を通して、次のことを審査意見とする。

3、審査意見。歳入について。1、収納率の向上を図るため、新たな収入未済の発生と不納欠損処理を制御し、コンビニ、クレジット収納等、納付方法の費用対効果を研究すること。2、有料広告の拡充や自動販売機の設置料の設定、自主財源の確保に向け努力すること。3、国県の補助金の有効活用、税外収入の適切な徴収、施設使用料の見直し等に努めること。4、たばこは町内で購入するようPRに努めること。

歳出について。1、各款共通事項について。1、負担金、補助金、交付金、委託料の目的、効果等を精査し、成果が期待できないものは整理すること。2、事務の効率化と省エネ化を推進し、光熱水費を抑制すること。3、各種随意契約は特定の業者に集中することなく、透明性、競争性を確保し、経費節減に努めること。(2)各款の決算について。①、総務費。1、高度情報化計画の推進に伴い、システム改修や保守等の委託に関しては費用対効果を研究し、コスト削減や効率性の向上に努めること。2、広報、インターネットを經由した情報発信方法の工夫に努めること。3、職員駐車場の利用において、職員の費用負担も考えること。4、庁用バスの導入において、購入やレンタル等の経費比較を行うこと。5、地域コミュニティづくりは、ソフト面でも支援すること。6、太子町各種事業補助金交付規則において、使用目的等を考慮して、自治会に対する補助率の見直しを検討すること。7、研修の受講効果を高めるために、情報の共有化に努めること。8、自転車保険加入に対する啓発に努めること。②、民生費。1、保育所運営において、国の動向を見据えて適正な定員や施設の整備を検討すること。2、長寿祝金のあり方について検討すること。3、高齢者住宅改造費助成事業の住民周知が十分に図られていないため、周知徹底を図ること。4、やすらぎタクシーの利用率向上に努めること。③、衛生費。1、揖龍保健衛生施設事務組合について、負担経費等の節減に極力努めること。④、労働費。特になし。⑤、農林水産業費。1、就農者の拡大に努めること。2、有害鳥獣及び外来生物の被害対策を講じること。⑥、商工費。1、中小企業振興融資制度の見直しを図り、新たな中小企業振興施策を施すこと。2、特産品の新規開発の推進と町外への積極的なPRに努めること。3、商工業及び観光の発展と活性化に向け、商工会並びに観光協会との連携の強化に努めること。4、「太子あすかふるさとまつり」の内容の充実に努めること。

⑦、土木費。1、「我が家の耐震診断」の推進事業をより一層PRすること。2、公園施設等の点検・整備の強化に努めること。3、子供たちの安心・安全のために、通学、通園路の安全対策の確保に努めること。⑧、消防費。1、防災災害対策には、より一層の予算を確保すること。2、自主防災組織の活動、資機材の備蓄等に対して、適切な周知、または指導を行うこと。⑨、教育費。1、児童の安心・安全のために、学校、園への防犯カメラの設置を検討すること。2、子供たちが最新かつ最良のICT環境に接することができるように、情報収集や活用法について調査研究に努めること。3、国の動向を調査しながら、学童保育のあり方、教室の確保に万全を期すること。4、より一層芸術や歴史等の文化振興に努めること。5、学校備品については、点検、整備の強化に努めること。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（橋本恭子） 以上で平成24年度一般会計決算委員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 平成24年度一般会計決算に対して、反対の討論させていただきます。

反対、賛成はいつでもいいという考えがちですが、今後の財政運営に対して、反対討論とさせていただきます。

ここ10年来、経済情勢の低下などと東日本大震災から2年半、復興が思うように進まない中、24年度は各地で竜巻、大雨による災害、今年も同様、大雨、竜巻による甚大な災害が日本各地で起こっております。おかげで、太子町は立地的条件、また地域環境に恵

まれており、ここ数十年来災害に遭遇しておりません。いづどこで何が起こるかかわからないのが、昨今の日本であります。そういった中で、何事もなく24年度一般会計歳入歳出決算を終えております。

24年度予算に対し私は反対を投じており、24年度決算に対し理解できる内容も多く見受けられる中で、新庁舎建設にとらわれることなく、町民の暮らしと福祉を優先することと、町の活性化、まちおこしなど、具体的な対策に力を入れるべきであると。

また、職員異動等により削減となったが、果たして町民に対するサービスはどうだったのか。それと、例年決算委員会において提言、発言などが委員より多く出ている中で、何ら生かされてないように思われます。

歳出について、先ほど決算委員会の井川芳昭委員長が報告されたとおり、補助金委託料の目的に際し、成果が期待できる整理を行い、各種随意契約は特定の業者に集中することなく、透明性、競争性を確保し、なおかつ平等性により経費節減に努めていただきたいと毎年思っております。

揖龍保健衛生ごみ収集における負担経費の節減に対する何らかの努力を行い、また借地等に対する契約も、その都度見直しを行うべきであると思います。

また、商工費についても、中小企業振興施策に対し、特産品の新規開発など、町外への積極的な特産品のPRに努力し、商工業、また観光の発展と町の活性化に今以上に努めるべきであると思います。大切なことであればお金を使うことも必要とし、それに対し何かを生み出すということも大事ではないかと考えます。

農業就農者の改善対策は、どのように行われているのか。補償金だけを出せばいいという問題ではないと思います。それに都市計画事業の中で田畑を減少させ、宅地の拡大、それに伴う区画整備事業、排水対策事業などは、流量測定見込み計算だけでなく、住民にとって安心・安全の排水対策を考えた上

で、万全を期していただきたい。

最後に、新庁舎建設に当たり、メンテ管理費用がかからない災害時の防災拠点となる庁舎建設であって、建設の無駄を省き、住民である、また特に高齢者、子供たちに対し、何事においても今後負担の転嫁を避けていただく思いの中から、私は反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私のほう先ほど委員長として報告したのでありますが、私ども採決には参加しておりませんので、反対の討論をさせていただきます。

これについても、私どもは庁舎建設の費用についてもともとから反対しております。この予算についても庁舎建設の費用が入っているということと。

それと役務費についてのこと。1社ではあかんと、常々毎年も言っておりますが、傷害保険等々については（有）太子保険事務所1社、今回のことについても需用費の中の印刷製本費等々についても、ほとんどが柳生印刷所という形の中で、必ず業種になると1社限定のような形になってしまう。いつも当局の言われることは、土建業に関しては業者育成のために多数の入札があつてという話、でもほかのことについては何か1社のほうに偏ってしまうということが従前から言ってるんやけど、それが直ってない。もっともっと門戸広げて、毎年これ言っておりますが、どうもその辺が直っていないということもあります。そういったこと見直していただくためにも、反対の討論させていただきます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第 8 認定第2号 平成24年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第 9 認定第3号 平成24年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第10 認定第4号 平成24年度  
兵庫県太子町後期高齢者医  
療特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第11 認定第5号 平成24年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

○議長（橋本恭子） 日程第8、認定第2号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第5号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査

いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田眞一議員。

**○森田眞一議員** 本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第2号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月5日木曜午前10時から午後3時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過です。平成25年度より税率を改正したが、平成24年度決算では実質収支額が1億5,223万円となっている。このような状況で、国民健康保険税を上げなければならなかった理由はとの質疑に、歳入における療養給付費等交付金過年度分2,300万円は、23年度の交付額が少なかったため、24年度に追加交付されたもの、それと、療養給付費等負担金5億円強が歳入されているが、超過交付のため、25年度に2,700万円ほど返還する。差し引き5,000万円強は実質収支額から減になる。それと、保険給付費が前年度と比較して7.7%増えているためとの説明があった。

不納欠損額が前年より約600万円増えている。滞納繰り越しも含め、収納についての現状と対応はとの質疑に、不納欠損の内訳は地方税法第15条の7による執行停止後3年間経過した後の不納欠損と同法第18条の時効消滅によるものを計上している。調査の結果、財産がないことによるもの、滞納処分により生活を著しく窮迫させるためのものとして、生活保護になったものや納税相談における中の執行停止もある。また、居所不明者の調査を21年度に多く行い、執行停止にかけていたが、3年間経過しても不明であるため、欠損処理を行った。国民健康保険税の滞納者には他の町税も滞納している方がほとんどで、な

かなか所得が上がらない状況の中で現年度分の徴収がやや伸びたことに対して、滞納分の徴収が低下した。なお、国民健康保険加入世帯の約2割は収入がなかったり所得が低い方で、税の軽減措置を行うためには所得の申告が必要であるため、申告してもらうよう努めているとの説明であった。

特定健診の受診率を今以上に上げる方策はあるのかとの質疑に、平成25年度は40歳以上74歳までの被保険者全員に特定健診受診券を送った。現在申込者数が前年度より増えているので期待しているが、これまでに他の市町村で受診率を伸ばしたと考えられる策は既に講じてしまったとの説明であった。

不用額の主なものの説明をとの質疑に、一般被保険者療養給付費で842万9,000円、退職被保険者等療養給付費で1,321万円余りの不用額であるが、12月診療までの分で積算し、それまでの医療費の動向を踏まえ支払いを推計するため、ある程度余裕を持った予算となるとの説明であった。

なお、本会議での質疑における目1保健事業補助金、節1保健事業補助金の後期高齢者健診補助金過年度分の受診者数は300名との説明があった。

(2)審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

続いて、1、議案番号、認定第3号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月5日木曜午前10時から午後3時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。本会議での質問に対する説明(別記)を受けたあと審査を行いました。

今回不納欠損額が前年度と比べかなり伸びていること、また収入未済額の伸びの要因並びに取り組みについてはとの質疑に、滞納者の死亡、転出、生活保護になった方等で、よく精査して今後の徴収が非常に困難なものを

不納欠損額として計上した。収入未済額については、滞納繰り越しを防ぐため現年度徴収に力を入れた。ただ、徴収率は上がったが、高齢者人口が非常に増加し調定額が増加したため、収入未済額は減っていない。滞納者は全て普通徴収で、そのほとんどが年金18万円以下の世帯であるため、制度の理解を得ながら1,000円や2,000円の分納誓約で徴収努力しているとの説明があった。

不用額が全体で5,900万円余り出ているが給付費の内訳はどの質疑に、介護諸費で4,944万円余りの不用額である。予算は介護サービス全体で予算計上しており、個々のサービスごとには算出していない。また、各介護サービス給付費は翌々月に国保連合会から請求されるため、急激な医療費の伸びに対応できる程度の予算化が必要であるとの説明があった。

介護保険料の今後の動向についてはどの質疑に、給付費だけを見ても前年度比約1億4,000万円、率にして9.3%伸びている。要介護認定者数も10.5%の伸びであり、今後も高齢化が進む中、給付費が伸び、それと連動して保険料も伸びることが予想される。しかし、個人が負担できる保険料に限界が来ていることは国も認識しているので、何らかの方向が打ち出されるものではないかと考えているとの説明がありました。

(2) 審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

以下、別記です。

次に、1、審査した事件。議案番号、認定第4号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月5日木曜午前10時から午後3時50分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。不納欠損額が前年と比較して大幅に増えているが件数と理由はどの質疑

に、3名で24件分である。1名は消滅時効によるもので、本人は既に死亡しており、その相続人への徴収についても無理と判断、他の2人は転出し、転出先で生活保護を受けている状況である。なお、収入未済について調定件数が144件、人数が27名であり、徴収に努力しているが、後期高齢者の方の生活事情は厳しく、短期証の対象者は現在3カ月証が13名、6カ月証が4名であるとの説明であった。

1つの窓口で特定の人の税等の収納状況などは把握できないのかとの質疑に、個人情報との関係は非常に厳しく、特に税務課職員以外が税の情報を知ることは難しく、手を踏まなければならないとの説明であった。

広域連合で今後の動向についての対応はどの質疑に、国は高齢者の2割負担を1割に凍結している施策を法律どおりの2割にしようとする動きがあるとの説明であった。

(2) 審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、1、審査事件。議案番号、認定第5号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月5日木曜日午前10時から午後3時50分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。使用料及び手数料の収入未済額5万7,000円の内訳はどの質疑に、23年度1基分、24年度8基分の墓園永代使用料である。徴収に努めているが、現在あと6基分が残っているとの説明であった。

墓園永代使用料が前年度より増加しているのに、なぜ前年度より一般会計繰出金の額が少ないのかとの質疑に、墓園永代使用料は決算時では前年度より500万円余り多く入っているが、補正予算を計上する1月末時点での墓園使用料の見込みは、前年度一般会計繰出金より低額であったためとの説明があった。

メモリアルパーク管理基金積立金の内訳は

との質疑に、平成23年度墓園年間管理料等の収入が704万8,500円、歳出が594万1,776円で、その差し引き額110万6,724円のうち、需用費などに支出見込みが発生することを考慮して10万6,285円を残し、100万439円を積立金にしたとの説明であった。

(2) 審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田眞一議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第3号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第4号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第5号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(橋本恭子) 挙手多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第12 認定第6号 平成24年度
兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第13 認定第7号 平成24年度
兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第14 認定第8号 平成24年度
兵庫県太子町水道事業会計
決算の認定について

○議長(橋本恭子) 日程第12、認定第6号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、認定第8号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長中薮清志議員。

○中薮清志議員 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第6号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月6日金曜日午前10時3分から午前11時41分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。収入未済額が分担金及び負担金2,259万円、使用料及び手数料2,285万円とあるが収納対策はとの質疑では、以前は年末に職員5班に分かれ徴収体制をとっていたが、25年6月から随時5班体制で水道料金と下水道使用料を同時に集めるよう努力しているとの説明があった。

雨水幹線の対策についての項目がないが、26年度予算への反映と今後の考えはとの質疑では、雨水の貯留施設を各戸に設置するために、補助的な予算要求をしたい。また、要綱制定などの事務処理の必要が生じてくる。雨水事業は一般財源で措置をしなければならないので、国庫補助事業にのるような努力をしていきたい。雨水事業は多大な費用と時間がかかると認識願いたいとの説明があった。

補償・補填及び賠償金が未支出となっているが理由はとの質疑では、下水道の管渠工事に伴う補償補填工事がなかったためとの説明があった。

揖保川流域下水道維持管理負担金について、水量の変化、負担金の詳細はとの質疑では、姫路市、たつの市、宍粟市、太子町の3市1町と県との揖保川流域下水道事業協定により、水量で按分して負担金を払っている。23年度は2億1,871万5,761円、408万4,377立米分。24年度は2億2,995万1,378円、414万588立米分であるとの説明があった。

工事請負費2,329万7,195円は23年度と比べると確かに減少しているが、大体3,000万円ぐらい例年支出しているが、その内容はとの質疑では、公共樹設置工事で23年度は74件、24年度は65件行った。簡単に設置できる場所もあれば、管路の深さ等で簡単に設置できない場所もあるので、件数だけで一概に比較はできないとの説明があった。

水洗化率が100%には至らず、世帯数にし

て6%強残っているが理由と今後の対策はとの質疑では、水洗化率が100%に届くには長い時間かかるが、年間わずかながら増えている。水洗化していない家のデータがあるので、定期的に文書啓発や家を訪問し、できるだけ早く下水に接続するようお願いしているとの説明があった。

(2) 審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、1、審査した事件。議案番号、認定第7号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月6日金曜日午前10時3分から午前11時41分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。廃材等売払収入とは何かとの質疑では、停電時に制御回路を動かす鉛電池のバッテリーを更新したため、旧バッテリーをスクラップとして売り払ったものであるとの説明があった。

下水道債の詳細説明をとの質疑では、負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道建設負担金247万9,542円に対する地方債として借りている分であると説明があった。

電気料が前年度より下がっている理由はとの質疑では、夜間動かす機器を見直し、夜間の運転を停止した結果の減額であるとの説明があった。

修繕料、機械修理の内訳はとの質疑では、ボイラー循環ポンプ修理、フィルタープレス作動用コンプレッサー取りかえ等であるとの説明があった。

施設修理において、汚泥配管槽の穴を応急手当てしたが、配管全体を更新すると1,000万円ぐらいかかるとの説明に対して、応急処置でいつまで保つのかとの質疑では、今後も穴があけば同じような応急手当てをするが、今計画している生汚泥搬送となれば不要となる部品である。配管が折れる心配もあ

るので、できるだけ早く生汚泥搬送の結論を出したいとの説明があった。

前処理場運転管理業務委託料が前年度より上がっている理由はとの質疑では、24年度労務単価が上がったのと入札の結果であるとの説明があった。

(2) 審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、1、審査した事件。議案番号、認定第8号。付託年月日、平成25年9月4日。件名、平成24年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成25年9月6日金曜日午前10時3分から午前11時41分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。コンビニ収納の現状と課題、導入後の収納率はとの質疑では、昨年度の利用件数は7,886件、コンビニ収納は全体の9.8%、口座振替は83%、金融機関窓口支払いは7.2%である。課題はクレジットカードの利用を現在検討中であるが、手数料が高いというデメリットがある。収納率の金額的な分析は難しいが、住民の方が納めやすい環境が整ったという効果があったとの説明があった。

23年度決算で純損失1,222万円が計上されていたが、今期は純利益1,588万円が計上された要因と来年度の予測はとの質疑では、営業外収益として持っていた国債及び県債を高利率の国債に乗りかえたこと等によって、受取利息及び配当金752万1,751円、雑収益720万2,723円を受け取ったことが、黒字になった大きな要因になっている。25年度の予測は赤字になると思われるが、経費節減、新たな資金運用等で、少しでも赤字の幅を減らす努力をするとの説明があった。

(2) 審査結果は全員賛成により認定すべきものとした。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 以上で経済建設常任委

員会委員長中藪清志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第6号平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第7号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 前処理場事業特別会計に関して、多くの町民の税金をこれまで多く費やしており、先ほど経済建設委員会中藪委員長より説明を受けました。夜間に動かす機器を見直し、夜間の運転を停止し減額したと説明

がございましたが、これから機械設備等に対して修繕料がかさむおそれがあり、また生汚泥搬送計画中であるとのことですが、今後の見通しが見えない中で設備の老朽化を考えれば、これから多くの税金を投入、投資しなくてはなりません。そういった中で見えない中の事業として、私は反対いたします。

○議長(橋本恭子) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(橋本恭子) 挙手多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第8号平成24年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(橋本恭子) 挙手多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時09分)

(再開 午前11時10分)

○議長(橋本恭子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまT P P交渉からの撤退を要求する請願が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、T P P交渉からの撤退を要求する請願を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 請願第5号 T P P交渉からの撤退を要求する請願**

○議長(橋本恭子) 追加日程第1、請願第5号T P P交渉からの撤退を要求する請願を議題とします。

本件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配りました請願付託表のとおり経済建設常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

本件については、閉会中の継続審査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、請願第5号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出がありました。これを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。よって、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 意見書案第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について

○議長(橋本恭子) 追加日程第2、意見書案第2号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して服部千秋議員、趣旨説明をお願いします。

○服部千秋議員 総務常任委員会で審査いたしました。福井輝昭議員、井川芳昭議員、吉田日出夫議員、平田孝義議員、森田眞一議員及び私の6名で、次の意見書を出したいと思っておりますので、提案いたします。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書であります。

森林の整備、保全は、自然災害を防ぐことに大きく貢献します。森林を荒廃させることは、生命、財産を脅かすことに結びつきます。数年前の佐用町や宍粟市などの災害、また近年起きているゲリラ豪雨による災害はそれを物語っています。森林を保全し、山がその役割を果たすことは重要であり、このことは本町でも無関係とは言えません。また、森林の整備、保全は、地球温暖化防止対策としても極めて重要であります。さらに、国産木材の供給と需要を高め、林業を活性化させること、それによる雇用をもたらすことも重要であります。

以上の理由から関係行政庁に対して意見書

を提出するものであります。

意見書案につきましては、お手元にお配りしているとおりでございます。この案を読ませていただきます。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に……。

お手元の資料にあげ、平仮名、漢字掲げになっておりますので、平仮名のあげという部分を抹消お願いいたします。申しわけありませんでした。

京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じて

いる。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。兵庫県揖保郡太子町議会議長橋本恭子。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（橋本恭子） 発議者を代表して服部千秋議員の趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱い

については議長に御一任いただきたいと思
います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定いたしました。

~~~~~

**日程第15 常任委員会等の閉会中の所  
管事務調査及び活動につ  
いて**

○議長(橋本恭子) 日程第15、常任委員  
会等の閉会中の所管事務調査及び活動につ  
いてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管  
事務について、それぞれ委員長より会議規則  
第75条の規定により、お手元に配りました一  
覧表のとおり閉会中の継続審査の申し出が  
ありました。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会  
中の継続審査とすることに御異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。  
したがって、各委員長から提出の申し出の  
とおり閉会中の継続審査とすることに決定  
しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第5回太子町議会定例会(第  
445回町議会)を閉会します。

(閉会 午前11時20分)

~~~~~

議長挨拶

○議長(橋本恭子) 閉会に当たりまして、
一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る8月30日の招集以来、
本日までの22日間でしたが、この
間、議員各位には、一般会計、特別会計等
の決算認定を初め、条例の改正、各会計の
補正予算、人事案件など多数の重要案件を
それぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日
の閉会に当たりました。ここに議員各位
の御精励に対し深く敬意を表しますと
ともに、衷心より厚く

お礼を申し上げます。

特に一般会計決算委員会の委員各位には、
長時間にわたり精力的に御審議を賜りまし
たことのお礼を申し上げ、重ねて謝意を
あらわす次第でございます。

また、町長を初め町当局各位の議会審議
に寄せられました御協力に謝意をあらわす
とともに、審議の過程において議員各位
から述べられました意見、要望等につきま
しては、今後の町政執行の上に十分に反
映されますよう強く望むところでありま
す。

そろそろ収穫の季節となってまいりまし
た。議員各位にはこの上とも健康に留意
されまして、町勢発展のため一層の御精
励を賜りますようお願い申し上げます。ま
ことに簡単措辞ではございますが、閉会
の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長(北川嘉明) 平成25年第5回太子  
町議会定例会(第445回町議会)が閉会  
されるに当たりまして、一言御挨拶を申  
し上げます。

去る8月30日に開会されました今期  
定例町議会におきましては、同意案件を  
初めとする各重要案件につきまして慎重  
なる御審議を賜り、適切に議決いただき  
ましたことに深く感謝を申し上げます。

さらに、御審議の中で拝聴いたしました  
御意見、御指導につきましては、今後の  
行財政運営にできる限り反映できますよ  
う努力してまいる所存であります。

木々の葉も日ごとに秋色が濃くなり、  
朝夕は涼しさを感じる心地よい季節を  
迎えました。議員各位におかれましては、  
御健康に御留意いただき、町行政のさら  
なる振興に一層の御活躍を賜りますよ  
うお願い申し上げます。定例町議会の  
閉会に当たりましての御挨拶とさせて  
いただきます。ありがとうございます。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 橋 本 恭 子

署名 議員 佐 野 芳 彦

署名 議員 井 村 淳 子